

〔新設区画〕
若林西ノ堂墓地永代利用申し込み書

2015年 12月 16日 発行
若林西ノ堂墓地管理委員会

令和 年 月 日

住所 : _____
 フリガナ
 氏名 : _____
 電話番号 : _____ - () - _____



若林西ノ堂墓地永代利用について、下記 契約事項を遵守する事をお約束して
下記の提出資料を添えて申し込みます。

提出資料 《申し込み書を提出する時、一緒に提出してください》

- 1、戸籍謄本（戸籍原本に記載されている人全部を複写したもの）
- 2、住民票
- 3、印鑑登録証明書
- 4、改葬許可証（他の墓地から墓碑を移転設置する場合のみ必要）
（注意）改葬許可証は、移動前の墓石所在地の自治体に発行を依頼して下さい。

契約事項

- 1、永代利用権は他の人に譲渡しません。
- 2、若林西ノ堂墓地管理規約 及び 墓地施設規定を守り、常に除草及び清掃に心がけ
他に迷惑をかけません。
万が一 清掃・除草が不十分となり、墓地管理委員会の判断で清掃・除草を代行して
いただいた場合には、1回毎に金 1万円をお支払いします。
- 3、名義人（永代利用地権者）の変更、住所・連絡先の変更があった場合は速やかに
墓地管理委員会に報告します。
万が一 名義人・住所・連絡先が変更されても墓地管理委員会に報告がなく、墓地管理
委員会が名義人に連絡ができない期間が3年間続いた場合は永代利用地権が没収
（永代利用料金の返金無し）される事を了承します。
- 4、永代利用料の納金（振込み）は指定の方法で期限内に定められた金額を振り込みます。

永代利用料金の納金方法・金額

- 1、金融機関 あいち農業協同組合 若林支店〔TEL 0565-(52)-3025〕
（口座番号は永代利用の説明会抽選会の場で連絡します）
- 2、振込期限 一括振込み 又は 分割振込みのどちらかを選択し指定期日内
に振り込む。（下記参照）
- 3、振込金額 55万円

振込み方法		金額	振込み期限
一括振込み		55万円	6月30日
分割振込み	前期	25万円	6月30日
	後期	30万円	12月30日

〔新設区画〕
若林西ノ堂墓地永代利用申し込み書

2015年 12月 16日 発行
若林西ノ堂墓地管理委員会

令和 ○年 ○月 ○○日

記入見本

住所 : 若林○町○○ ○○-○
フリガナ ワカバヤシ タロウ
氏名 : 若林 太郎
電話番号 : 0565 - (○○) - ○○○○



若林西ノ堂墓地永代利用について、下記 契約事項を遵守する事をお約束して
下記の提出資料を添えて申し込みます。

提出資料 《申し込み書を提出する時、一緒に提出してください》

- 1、戸籍謄本（戸籍原本に記載されている人全部を複写したもの）
- 2、住民票
- 3、印鑑登録証明書
- 4、改葬許可証（他の墓地から墓碑を移転設置する場合のみ必要）
（注意）改葬許可証は、移動前の墓石所在地の自治体に発行を依頼して下さい。

契約事項

- 1、永代利用権は他の人に譲渡しません。
- 2、若林西ノ堂墓地管理規約 及び 墓地施設規定を守り、常に除草及び清掃に心がけ
他に迷惑をかけません。
万が一 清掃・除草が不十分となり、墓地管理委員会の判断で清掃・除草を代行して
いただいた場合には、1回毎に金 1万円をお支払いします。
- 3、名義人（永代利用地権者）の変更、住所・連絡先の変更があった場合は速やかに
墓地管理委員会に報告します。
万が一 名義人・住所・連絡先が変更されても墓地管理委員会に報告がなく、墓地管理
委員会が名義人に連絡ができない期間が3年間続いた場合は永代利用地権が没収
（永代利用料金の返金無し）される事を了承します。
- 4、永代利用料の納金（振込み）は指定の方法で期限内に定められた金額を振り込みます。

永代利用料金の納金方法・金額

- 1、金融機関 あいち農業協同組合 若林支店〔TEL 0565-(52)-3025〕
（口座番号は永代利用の説明会抽選会の場で連絡します）
- 2、振込期限 一括振込み 又は 分割振込みのどちらかを選択し指定期日内
に振り込む。（下記参照）
- 3、振込金額 55万円

振込み方法		金額	振込み期限
一括振込み		55万円	6月30日
分割振込み	前期	25万円	6月30日
	後期	30万円	12月30日

再利用区画の金額は異なります。
墓地管理委員会にお問合せ下さい。